

# 神宝の成立

—組成の意味と背景—

笹生 衛

## 一、はじめに

「神宝」とは何か。鈴木敬三氏は、広義には「神社に保管する一切の伝統工芸品類」、狭義には「御祭神に由緒の深い御内陣の奉安物、御祭神の御料としての調度装束類」と定義した<sup>(1)</sup>。しかし、「神宝」の用例を文献史料で見ると、神への丁重な捧げ物、奉獻品という性格が明らかになる。

例えば平安時代、天皇即位に伴い、国内の主要な神社に「神宝」を捧げた「大神宝使」の制度があった。岡田莊司氏は、この制度に関して詳細な分析を加え、成立は九世紀末期の宇多朝で、その運営は天皇の内廷機関に依拠していたことを指摘した。天皇から主要な神社へ、一代一度捧げられた重要な奉獻品が「大神宝」であった<sup>(2)</sup>。

また、近藤好和氏は、六国史の記載から「神宝」は奉幣以上に丁重な奉獻品と位置付けた上で、「大神宝」の内容

を分析し、神宝の主体は、劔・弓・箭・鉾などの武器（武器）と線柱・麻桶の紡織具にあり、形式的な確立期は摂関期（一〇・一二世紀代）、その性格は王権（天皇）と密接に関わるとした<sup>(3)</sup>。なお、摂関期を神宝の確立期とする見解には、加瀬直弥氏が、平安時代以前からの神宝の伝統性を指摘している<sup>(4)</sup>。

武器・紡織具を基本とする「神宝」の組成は、『皇太神宮儀式帳』に記された神宮神宝と共通する。大場磐雄氏は、この神宮神宝を考古学資料と比較し、神宝の系譜を考察した。神宝の大刀、紡織具、琴と弥生・古墳時代の考古資料とを対比し、神宝の源流に二つの型を想定した<sup>(5)</sup>。一つは、大刀、盾、琴などで、古墳時代の器財埴輪と類似し、そこから遷宮と葬送儀礼との関連性を指摘する。もう一つは紡織具で、古墳時代の祭祀遺跡から出土する紡錘車・雛形紡織具と対応させ、祭神、天照大神の神御衣を織る女神とし

ての神格や、神御衣奉進との関連を推定した。祭神の女神という神格と紡織具との関係は、後に金子裕之氏が沖ノ島祭祀遺跡から出土した金銅製紡織具の解釈へと発展させた。<sup>(6)</sup>

ここで問題となるのは、神宝を構成するのが、なぜ主に武器・武具類と紡織具なのかという点だろう。この神宝の組成が意味するところは何なのか、大場氏が指摘するような二つの型で解決できるのだろうか。その意味は、神宝に限らず、これを捧げた祭祀の意味・性格や神観とも関連すると考えられる。

また、近藤氏は「装束は厳密には神宝とは峻別すべきものの<sup>(7)</sup>」とされている。しかし、文献上、神宝と装束は並列して現れることが多く、両者は、歴史的に深く関係していると思われる。この両者の関係も明らかにする必要がある。

これらの課題を解決するためには、神宝の文字に焦点を当てるのではなく、その組成の意味を歴史的な流れの中で把握する必要があるだろう。このためには、文献史料の分析のみでは限界があり、考古資料との対比が必要となる。幸い、近年、木製品を含め、祭祀関係遺物のセット関係が判明する、良好な考古資料が増加している。そこで、ここでは、「神宝」の組成と意味を文献史料で確認した上で、それを考古資料と比較し、神宝の起源と変遷、その歴史的な背景について考えてみたい。

## 二、神宝・装束と幣帛

大神宝の内容 まず、天皇が捧げた「大神宝」について、その組成を確認するところから始めよう。平安時代後期、大神宝として捧げられた品々は、『左経記』寛仁元年（一〇一七）十月二日条の「神宝支配の事」で詳しく確認できる。<sup>(8)</sup>これは後一条天皇即位に伴うもので、その内容をまとめたのが第1表である。諸国の主要な神社には、武具・劍・弓・箭・杵、紡績具（線柱・麻桶）、蓋、鏡を共通して捧げ、特に神宮、宇佐・石清水八幡、賀茂、日前国懸社には金・銀幣と鈴、玉佩を加え、さらに「伊勢両所、宇佐、香椎」を除く諸社へは絹・綿・糸の幣物を併せて捧げている。また、特に宇佐八幡宮へは、錦以下の各種布帛類の「幣」、八幡神の僧形と俗体に対応する袈裟以下の僧衣と装束、太多羅志女（神功皇后）と姫宮（比売大神）の唐衣など女官装束が奉られた。神宝とされる品々と、布帛類の幣物・装束とは密接な関係にあったことが窺える。

『皇太神宮儀式帳』の神財・装束 「大神宝」と装束の組成を含み、さらに充実した内容を持つのが、『皇太神宮儀式帳』（以下、『内宮儀式帳』）の「神財・宝殿物」と「装束」である。武器・紡織具などの神財と、各種の布帛類で製作された装束類は、遷宮に当たり同時に新調されており、こ

第1表 『左経記』寛仁元年10月2日条「神宝支配の事」内訳一覧

奉献対象社	神宝				装束	幣物	備考
	武器(刀剣・杵・弓矢)	紡織具	鏡・玉	その他			
伊勢、度会、石清水二所(八幡ならびに太多羅志女の料なり)、賀茂上下、日前国懸	平文杵一本、鏑剣一腰、赤漆弓一張、箭四筋	平文麻桶一口、平文線柱一本	玉佩一流、一尺鏡一面	金銀幣各二枚、錦蓋一蓋、金銅鈴一口		各絹五疋、綿一疋、糸一両	伊勢両所ならびに宇佐・香椎等を除き奉るの外は、皆、御幣一捧を奉らる。
宇佐二所(八幡ならびに太多羅志女の料なり)	平文杵一本、鏑剣一腰、赤漆弓一張、箭四筋	平文麻桶一口、平文線柱一本	玉佩一流、一尺鏡一面	金銀幣各二枚、錦蓋一蓋、金銅鈴一口	法具一具、俗御装束一具、太多羅志女御装束一具	錦二疋、綾十二疋、五色絹四十疋五丈、木綿大二斤二両、生絹二疋一丈	但し、この外、宇佐使は奉る御幣ならびに御装束等を副ふ。
諸国四十五社(山城国園井韓神～西海道肥後阿蘇)	平文野劍一腰、赤漆御弓一張、箭四筋、平文杵一本	平文麻桶一口、平文線柱一本	五寸鏡一面	紫綾蓋一蓋		各絹五疋、綿一疋、糸一両	伊勢両所ならびに宇佐・香椎等を除き奉るの外は、皆、御幣一捧を奉らる。

こども両者は密接な関係にあったと考えられる。

『内宮儀式帳』では、皇太神宮、荒祭宮、月讀宮、瀧原宮、伊雜宮に関して神財・装束ともに記載があり、その内容をまとめたのが第2表である。皇太神宮以下の神財の主な組成をまとめると、武器・武具(刀剣・弓矢・杵・杵、紡織具(櫛・杵・麻笥・罽・高機)、鏡、馬具(鞍)・青毛土馬、楽器(琴・鈴)となる。これに装束類として、御衣・帯・裳などの被服類、被・帳など布帛類の鋪設具が、併せて調製される。これら神財と装束は、遷宮では御鏡の遷御に先立ち正殿内に配置された。

この神財・装束を構成する品々は、祭祀において如何なる機能を持っていたのだろうか。

**幣帛の組成** それを窺わせる史料が『常陸国風土記』香島郡条の次の記事である。

初國知らしし美麻貴の天皇のみ世に至りて、奉る幣は、大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一匹、鞍一具、八夕鏡二面、五色の繩一連なりき。<sup>19)</sup>

ここでは、美麻貴の天皇(崇神天皇)が、香島の天大神に捧げた「幣(みてぐら)」について明記する。その内容は、武器の大刀・鉾・弓矢、馬と馬具(鞍)、鏡といった神宮の神財と共通する品目がある一方、鉄素材の鉄鋌に相当す

第2表 『皇太神宮儀式帳』遷奉時装束・神財一覧

		皇太神宮			
名称	寶殿物(神財) 十九種	荒祭宮	月讀宮	瀧原宮	伊雜宮
武器(刀、玉纏御刀一柄、須加流御刀一柄、雜作御刀二十柄、戈二十四竿(或宍段敷柄)	寶殿物(神財) 十九種 弓二十四枚、矢二千二百隻、比女物二十四枚、蒲鞠二十枚、革鞠二十四枚、鞆二十四枚、鞆二十四枚	神財八種 大刀七柄(金作一柄、黒作六柄)、棒一枚(長一丈六尺)	神財十六種 金作大刀二柄(在東一殿)、黒作大刀(在殿三宇、各二口)、小刀二柄(在西一殿、各一柄)、棒四枚(東一殿二枚、西二殿二枚)	神財十一種 大刀二柄、棒二柄(長一丈六尺)	神財九種 黒作大刀三柄
武器(武器弓矢、板盾等)	弓二十四枚、矢二千二百隻、比女物二十四枚、蒲鞠二十枚、革鞠二十四枚、鞆二十四枚、鞆二十四枚	楯一枚、弓二張、胡縵三具(皮作一具、黒葛作二具)	弓六枚(西二殿二枚、東二殿二枚、東一殿二枚)、胡縵六具(各矢五十、東一殿二具、西二殿二具、東二殿二具)、楯四枚(西二殿二枚、東二殿二枚)	弓三枚、胡縵三具(各矢卅部)	弓三張、胡縵三具(各矢卅部)、鞆一口
紡織具	金銅櫛二基、金銅床笥二合、金銅加世比二枚、金銅鐺二枚、銀銅櫛一基、銀銅床笥一合、銀銅加世比壹枚、銀銅鐺壹枚		木絡絛二具(在西一殿)、楯二合(西一殿)	銀絛一柄(高四寸)、銀櫛一口(徑一寸半、弘一寸)、銀絛一枚(長六尺)、銀床笥一具(木高三寸、五色糸織初在)	金絡絛二足(高九尺)、金櫛二口(高一寸、徑一寸半)、金絛一枚(長六尺)、金高機一具(木高三寸、五色糸織初在)
鏡、玉	御鏡二面(各徑九寸)	鏡一面(徑三寸、柄細纏)	鏡九面(徑各二寸、西一殿二面、西二殿四面、東一殿三面)、五色玉一連(長二尺、在西一殿)	鏡一柄(高四寸)、銀櫛一口(徑一寸、東一殿在)	鏡四面(徑各五寸)
楽器	瑠尾琴一面(長八尺八寸、頭廣一尺、末廣一尺七寸、頭頸尾、廣一尺八寸)		鈴一口(徑一寸、東一殿在)	鈴二口(徑一寸)	
馬具、馬形		青毛土馬一疋(高一尺、經立髮金勝)	青毛土馬一疋(高一尺、經立髮金勝、在東一殿)、御敬二具(西二殿一具、東一殿一具)	青毛土馬一疋(高一尺、經立髮金勝)	
その他器財		呉床一具(總敷長二尺三寸)	大筒七合(各納小筒二合、三殿各二合、一殿一合)、研四面(高二寸、徑六寸、別殿一面)	御篋一合	

		皇大神宮			
名称	出坐御末装束物七十二種、大神御正殿装束六物、御床装束四種、樋代御装束六種				
	荒祭宮	月讀宮	瀬原宮	伊羅宮	
被服類	出坐御末装束物七十二種の内「小文紫御衣二具（長各三尺五寸、絹縮一疋、白裏、縮色衣色色同）、小文紺御衣二具（長各三尺五寸、絹縮一疋、白裏、縮色衣色色同）、帛御衣四具（長各三尺五寸、白裏、縮色衣色色同）、帛半御装束四腰（腰非須藤高五尺、裏縮）、紫御裳帯六條（高七尺、調四高五尺）、紫羅御裳二腰（腰非須藤高五尺、裏縮）、紫御裳帯六條（高七尺、調四高五尺）、生絹比禮八端（須會長各五尺、弘二幅）、帛御意須比入端（長各二丈五尺、四尺）、絹御裳一腰（長二丈、御帶二十條（紫六條、緑十四條）、錦御香二足（長各九寸五分）、銅御鏡八両、帛御林八條（長各二尺）、御加美結紫糸八條（長條別三尺）、御加美阿弓練絹八條（長條別三尺）」	紺縮御衣一領（長二尺）、銅縮御衣一領（長二尺）、生縮綿御衣一領（長二尺）、絹縮御衣一領（長二尺）、絹御裳一腰（長二尺、須會長四尺）、紫本紺縮紫帯二條（長各二尺）	青甲纏綿御衣四領（長各一尺六寸）、御裳二腰（紫一腰、帛一腰、長各一尺）、御裳一腰（長二尺、腰弘二尺、須會長四尺）、紫本紺縮紫帯二條（長各四尺）	新御衣一條（長二尺）、紫單御衣一條（長二尺）、帛御裳一條（長二尺）、比毛御裳一腰（長二尺）、紫御裳一條（長二尺）、紫御裳一腰（長二尺）、腰弘二尺、須會長四尺、紫本紺縮紫帯二條（長各四尺）	御床敷屋一條（長七尺六寸、弘二幅）、又一條（長五寸、弘三幅）、生縮御被布御裳一條（長七尺七寸、弘一尺、弘二幅）、荒衣御被一領（長七尺、弘三幅）、練御被一條（長六尺、弘二幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、土代白細七尺、弘二幅）、帛御被一領（長七尺、弘三幅）、帛御被一領（長七尺、弘三幅）、生縮御被一領（長七尺、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）
鋪設具類等	大神御正殿装束六物「簀代生縮御帳二條（長各二丈二尺、弘各六幅）、天井生縮御帳一條（長三丈六尺三寸、弘九幅）、内敷屋生縮御帳二條（長各一丈三寸、弘七尺六寸、弘十二幅）、内敷屋御帳一條（長七尺三寸、弘四幅）、御床土代敷細帳一條（長七尺、弘二幅）、布御帳一條（長二丈八尺、弘六幅）、生縮帳一條（長一丈三寸、弘四幅）、生縮帳一條（長九尺、弘四幅、納縮廿也）、小袋錦御被一條（長九尺、弘二幅、納縮八也）、紺縮廿也、紺縮八也、紺縮八也、紺縮八也、小文紺縮被一條（長五尺、弘二幅、納縮廿也）、小文紺縮被一條（長五尺、弘二幅、納縮廿也）、小文紺縮被一條（長五尺、弘二幅、納縮廿也）、五葉錦御被一條（長一丈、弘五幅、納縮廿也、紺縮八也、紺縮八也）、出坐御末装束物七十二種の内「御床敷縮布帳一條（長一丈、弘四幅、生縮御帳一條（長九尺、弘四幅）、帛御被一條（長九尺、弘四幅）、屋形錦御被一條（長九尺、弘四幅）」	御末一具、蚊屋一條（長七尺六寸、弘十二幅）、内敷屋、一頭長八尺、弘各三幅）、生縮御被四領（長各六尺、弘三幅）、戸帳四張（三張弘如上）、戸帳一張（長六尺、弘三幅、一頭五尺五寸、弘三幅）	御床四枚（納高四合）、御床四枚（納高四合）、御床四枚（納高四合）、御床四枚（納高四合）	御床敷屋一條（長七尺六寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）	御末敷屋一條（長七尺六寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）、一頭五尺五寸、弘三幅）
その他	出坐御末装束物七十二種の内「細布御巾四具（長各五尺、弘一幅）、帛御巾四具（長各五尺、弘一幅）、御籠籠一口（納高、御巾八枚）、白玉籠二口（各生總方三尺、納高玉一筒三分、二囊納中分）、銅御杖二基（納高白一合）」	菅笠一柄（口徑五尺五寸、弘四幅）、同柄（長八尺、漆塗）、御籠籠一合（納高四尺）、横練絹才才一（長九尺、弘四幅）	御籠籠一合（納高四尺）、同柄（長八尺、漆塗）、御籠籠一合（納高四尺）、横練絹才才一（長九尺、弘四幅）	御籠籠四枚（納高一合）	御籠籠四枚（納高一合）

る「枚鉄・練鉄」、さらに布帛類の「五色の絶」が加わる。「常陸国風土記」は、養老七年（七二三）以前には成立したと考えられており、風土記が成立した八世紀前半、神に捧げる「幣（みてぐら）」は、神財を構成する武器・武具、馬具・馬、鏡に鉄素材や布帛類を加えた神への捧げ物の総称だったことになる。

このような「幣」と類似した表現が「延喜式」巻八の祝詞で確認できる。それは、「廣瀬の大忌の祭」「龍田の風神の祭」「崇神を遷し却る」の祝詞にある「幣帛」や「うづの幣帛」である。

◎「龍田の風の神の祭」奉るうづの幣帛は、ひこ神に、  
御衣は、明るたへ・照るたへ・和たへ・荒たへ・五色  
の物、楯・戈・御馬に御鞍具へて、品品の幣帛獻り、  
ひめ神に御服備へ、金の麻笥・金の櫛・金の杵、明る  
たへ・照るたへ・和たへ・荒たへ、五色の物、御馬に  
御鞍具へて、雑の幣帛奉りて、御酒は、脛の上高知り、  
脛の腹満て雙べて、（中略）横山の如く積み置きて、  
奉るうづの幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に  
平けく聞こしめして、

◎「廣瀬の大忌の祭」奉るうづの幣帛は、御服は、明る  
たへ・照るたへ・和たへ・荒たへ、五色のもの、楯・  
戈・御馬に、御酒は、脛の上高知り、脛の腹満て雙べ

て、（中略）奥つ藻菜・辺つ藻菜に至るまでに置き足  
はして奉らくと、（中略）

倭の国の六つの御縣の、山の口に坐す皇神等の前にも、  
皇御孫の命のうづの幣帛を、明るたへ・照るたへ・和  
たへ・荒たへ、五色の物、楯・鉾に至るまで奉る。

◎「崇神を遷し却る」進る幣帛は明るたへ・照るたへ・  
和たへ・荒たへに備へまつりて、見明らか物と鏡、甕  
ぶ物と玉、射放つ物と弓矢、うち断つ物と太刀、馳せ  
出づる物と御馬、御酒は、脛の上高知り、脛の腹満て  
雙べて、（中略）横山の如く几つ物に置き足はして、  
奉るうづの幣帛を皇神等の御心もあきらかに、安幣帛  
の足幣帛と平らけく聞こしめして、

「風の神の祭」祝詞の「うづの幣帛」は、男神へは①御  
衣（服）として「明るたへ」などの布帛類＋②楯・鉾の武  
器・武具＋③馬具（鞍）を付けた馬、女神へは①布帛類＋  
②金の麻笥・櫛・杵の紡織具＋③馬具（鞍）・馬となつて  
いる。ここで、「幣帛」は、布帛類に武器・武具、紡織具、  
馬具・馬を加えた、神への捧げ物の総称として使用されて  
いる。「大忌の祭」祝詞では、「明るたへ」などの布帛類を  
御服とし、これに楯・鉾の武器と馬を加えて「幣帛」とし  
ており、表現は簡略ながらも、「風の神の祭」祝詞と一致  
する。

「崇神を遷し却る」祝詞は、表現が異なるものの、「幣帛」は布帛類と鏡、玉、弓矢、大刀、馬で構成され、やはり「うづの幣帛」と称されており、「風の神の祭・大忌の祭」祝詞と基本的には同じである。

これと関連するのが、「祈年祭」祝詞の「皇御孫命のうづの幣帛」という表現である。この「うづの幣帛」は、『延喜式』神祇一・四時祭の祭料と比較すれば、五色薄綿などの布帛類に、刀形・楯・槍鋒・弓・鞞の武器・武具類、鍬の農具を加えた捧げ物の総称であることは明らかで、さらに、伊勢両宮や高御魂神、甘樫・飛鳥・石村など特定の神社へは馬が加えられた。<sup>(13)</sup>ここに見られる「幣帛」の表現は、基本的には『常陸国風土記』の「幣」と共通するといつてよい。

これら祝詞の年代的な傾向としては、龍田風神祭と広瀬大忌祭は、天武天皇四年（六七五）四月を初見とし、<sup>(14)</sup>その内容は七世紀末期まで遡る可能性が高い。また、祈年祭祝詞は、そこで祀られる御縣・山口・水分の社が藤原京を中心に分布し、藤原京の時代、七世紀末期頃の内容を反映していると考えられる。<sup>(15)</sup>つまり、八世紀前半の『常陸国風土記』の「幣」の表現と併せて考えると、七世紀後半から八世紀前半頃まで、布帛類に武器・武具、紡織具、鏡、馬具・馬を加えた、神への奉獻品（供獻品）が「幣」「幣帛」

と総称されていたと考えてよいだろう。

ただし、「風の神の祭」「大忌の祭」「祈年祭」の祝詞では、「明るたへ」など布帛類の前に「御服は」の文字を挿入しており、布帛類は神の被服の材料として認識されていた。

神宝・御服 この点がさらに明確になるのが、『延喜式』の「春日の祭」「平野の祭」「久度・古開（関）」の祝詞である。

◎「春日の祭」貢る神寶は、御鏡・御横刀・御弓・御  
棹・御馬に備へまつりて、御服は、明るたへ・照るた  
へ・和たへ・荒たへに仕へまつりて、四方の国の献れ  
る御調の荷前取り並べて青海の原の物は、鱧の広物・  
鱧の狭物、（中略）御酒は、甕の上高知り、甕腹満て  
並べて雑の物を横山の如く積み置きて、（中略）献る  
うづの大幣帛を安幣帛の足幣帛と、平けく安らけく聞  
しめせと

◎「平野祭」進る神財は、御弓・御大刀・御鏡・鈴・衣  
笠・御馬を引き並べて、御服は明るたへ・照るたへ・  
和たへ・荒たへに備へまつりて、四方の国の進れる御  
調の荷前を取り並べて、御酒は、甕の上高知り、甕の  
腹満て並べて、（中略）雑の物を横山の如く置き高成  
して、献るうづの大幣帛を平けく聞しめして、（該当

部分は「久度・古閑」祝詞も同文。<sup>(16)</sup>

これら祝詞では、神への供献品は「神宝・神財」「御服」、神饌類は「御調の荷前」という形で分類し表記する。「明るたへ」以下の布帛類は、「御服」で「風の神の祭」祝詞などの表現を引き継ぐが、刀・弓・鉾の武器類、鏡、馬は、「神宝・神財」として位置づけられ、「平野祭」「久度・古閑」の祝詞では鈴と衣笠が加わる。

先にあげた「風の神の祭」などの祝詞と比較すれば明らかにように、供献品の総称であった「幣帛」が、「春日祭」「平野祭」の祝詞では、武器・鏡・馬等の「神宝・神財」と布帛類の「御服」とに明確に分化している。

「春日祭」祝詞は、神護景雲二年（七六八）の春日大社神殿創立と春日祭の公祭化に伴い成立、「平野祭」祝詞は、平安遷都後の延暦年間（七九四～八〇五）、平野社の創祀と平野祭の公祭化により成立したと考えられる。<sup>(17)</sup> こう考えると、春日大社神殿と「春日祭」祝詞が成立する八世紀後半（神護景雲二年）頃には、幣帛に含まれていた刀剣・弓・鉾など武器類、鏡、馬・馬具は「神宝・神財」へと分類されていた。つまり、八世紀後半、それまでの「幣帛」は、「神宝・神財」と「御服」に分離したのである。

「春日祭」「平野祭」祝詞の「神宝・神財」は、延暦二三年（八〇四）に作成された『内宮儀式帳』の「神財」の内

容とほぼ一致する。特に、延暦年間で同時期の「平野祭」祝詞では、「神財」という表記や、神財に「鈴」が加わる点で、『内宮儀式帳』と近似する。ここから推測すると、『内宮儀式帳』の「神財」の表記と内容は、八世紀後半に「幣帛」から分離した「神宝・神財」の分類に従ったものと考えられる。また、祝詞の「御服」は、布帛類で作られる御衣など「装束」に対応する。『内宮儀式帳』に記された「装束」と「神財」とは、神への供献品の総称「幣帛」から八世紀後半に分離した「御服」と「神宝・神財」に当たると考えてよいだろう。

### 三、神宝の組成と系譜

次に問題となるのは、武器・武具、紡織具、鏡、馬・馬具といった神宝の組成は、何時ごろまで遡り、その意味するところは何かという点である。

神宝類と御服・装束類の総体が、先に見たように「幣帛」だとすると、神宝の組成も幣帛の起源と密接に関連することになる。筆者は、祭祀遺跡から出土した考古資料と文献史料の比較検討から、「幣帛」の起源は、五世紀中頃までに成立する、鉄製の武器・武具、農・工具に布帛類を加えた、神への供献品のセットにあり、それは五世紀代、朝鮮半島から流入した鉄素材と最新の鍛冶・紡織技術で作

られた、当時としては最新・最上の品々であったと位置付けた。<sup>(18)</sup>この流れは、基本的に変わらないと考えているが、ここでは、神宝の組成と祭祀遺跡の出土遺物との関係を改めて見てみたい。

祭祀遺跡の中でも、特に沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物は豊富な内容を持ち、夙に『内宮儀式帳』に記された神宝との比較が行われてきた。<sup>(19)</sup>まず、神宝・装束の組成と、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物との関係を確認しておこう。

沖ノ島の雛形紡織具 神宝に含まれる紡織具の系譜を知る上で重要な遺物が、金属製（金銅・銅・鉄）製の雛形紡織具である。沖ノ島祭祀遺跡では、この雛形紡織具は多くが、壺・高杯などの金銅製雛形容器とともに出土している。その主な遺跡は1号、5号、22号の各遺跡である。<sup>(20)</sup>

露天祭祀の1号遺跡からは、金銅製の刀杵八点、杵八点、櫛二点、麻笥一点が出土している。半岩陰半露天祭祀の5号遺跡では岩陰の奥にまとめられた形で金銅製櫛八点、銅製紡錘二点、刀杵三点、膝（地機の経巻具）四点、麻笥二点、鉄製櫛一点、膝七点が出土しており、金銅製雛形五弦琴一点が伴う。岩陰祭祀の22号遺跡では、岩陰の奥に石囲いを作り、そこに金銅製の櫛八点、紡錘一点、貫一点、反転一点を納めている。ここでは、金銅製人形一点、金銅製円板（儀鏡）三点、金銅製雛形壺一点、高杯一点、銅製

雛形高杯一点が伴う。

各遺跡の年代は、出土した須恵器の型式から、1号遺跡は八・九世紀代、5・22号遺跡は、1号遺跡に先行する七世紀代が推定できる。ただし、5号遺跡は八世紀代の玄界灘式製塩土器が伴うため、年代的な下限は八世紀以降と考えられる。<sup>(21)</sup>沖ノ島祭祀遺跡では、金属製の雛形紡織具は、恐らく、七世紀代に22号遺跡で供献が始まり、5号遺跡へ、そして八・九世紀代の1号遺跡へと受け継がれたと考えられる。神宝に含まれる金・銀塗りの櫛・杵・麻笥の系譜は、七世紀代には成立していたことになる。この金銅製雛形紡織具は、「風の神の祭」祝詞の「金の麻笥・金の櫛・金の杵」に対応させることができ、天武天皇四年（六七五）を初見とする、この祭の年代とも一致する。

沖ノ島7号遺跡 さらに、沖ノ島祭祀遺跡では、神宝の内容と対応する、飾り大刀、楯、鞞（胡録）・箭、鏡、馬具の組み合わせが7号遺跡から出土している。<sup>(23)</sup>

7号遺跡は、祭祀遺跡の北西部、D号巨岩の南側の岩陰にあり、東西八<sup>1</sup>/<sub>2</sub>、南北三・五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>の範囲から多量の遺物が出土した。覆土は一〇<sup>1</sup>/<sub>2</sub>以下と極めて薄く、出土した品々は、岩陰に並べられ放置された状況を推定できる。岩陰での遺物の出土状況は、西側、中央、東側の三グループに分けられ、種類別に一括して配置された状態を残していた。



西側では、特に馬具が集中して出土した。7号遺跡からは、鞍金具二点、鉄地金銅張の杏葉一七点、歩揺付雲珠七点、辻金物雲珠一五点などの鉄製・金銅装の馬具が出土したが、殆どが岩陰西側からの出土である。ここには、雲珠と杏葉の組み合わせから六組の金銅装馬具があったと考えられる。また、馬具（雲珠）に接して金銅製鉸具と帯先金具が出土した。心葉・雲形の透かし彫りの下に玉虫の翅と雲母を挟んだ装飾性の高いものである。

岩陰の中央では、鉄劍五本、鉄刀一〇本以上、鉄製鞞（胡籙）金具片、銅製珠文鏡一点が出土、倭系の刀装具である水晶製三輪玉一七点、鉄芯銀張り振り環頭二点、刀劍の近くから出土した。また、7号遺跡の鉄鎌二三五本の殆どが中央部に集中し、ガラス小玉五三五点は二群をつくり、滑石小玉九〇八点、白玉三九点は一群にまとまり出土した。刀劍類では、残存長六一・二<sup>セ</sup>、身長四九・六<sup>セ</sup>の鉄劍が、振り環頭と三輪玉群に接して出土し、鉄地銀張の鐮を持つ鉄刀も三輪玉群八点と振り環頭の付近から出土している。これら刀劍は、柄頭に振り環頭を差し込んだ梯形柄に、水晶製三輪玉を付けた護拳用の勾皮が伴う倭系の飾り大刀と劍であったと考えられる。この他、鉄刀には全長一・五<sup>メ</sup>に達する可能性のある長大な大刀が含まれる。

鉄製鞞（胡籙）金具は、組紐で縁取り、裏面に綾織が部

分的に残る。組紐や綾で装飾されたものである。

岩陰の東側からは、衝角付冑一点、挂甲一領分と、鉄矛二六本、鉄槍二本、盾中央鉄板一点が出土した。ここには矛・槍と盾に甲冑が伴う形で置かれていた。

主な遺物の年代を見てみよう。馬具の中では、劍菱形杏葉の劍先形の装飾は福岡県桂川町王塚古墳の例と酷似し、心葉・棘葉形杏葉は奈良県桜井市珠城山3号墳や同県斑鳩町藤ノ木古墳のものに類似する。歩揺付き雲珠は、やはり藤ノ木古墳の雲珠と類似する。これらの関係から、7号遺跡出土の馬具は、六世紀中頃から末期の年代を推定できる。<sup>(24)</sup>倭系飾り大刀・劍の柄頭に付けられた振り環頭は、右振りの鉄芯に銀張り、振り部の幅は六・五<sup>セ</sup>、高さが三<sup>セ</sup>、深谷淳氏の分類ではII B型にあたる。TK四七型式からTK一〇型式の須恵器に伴い、五世紀末期から六世紀代の年代が推定できる。<sup>(25)</sup>鞞（胡籙）金具は、千家和比古氏による分類の第II型式第2類で、奈良県珠城山古墳や千葉県陸沢町浅間山古墳の出土例と類似し、年代は六世紀代と考えられる。<sup>(26)</sup>盾中央鉄板の年代は、福岡県八女市岩戸山古墳の石盾との類似性から、やはり六世紀代が考えられる。<sup>(27)</sup>このように、沖ノ島7号遺跡で出土した遺物の年代は、多少の幅はあるものの、六世紀代に収まると考えてよい。

7号遺跡の出土品の中で、三輪玉と振り環頭を付けた倭

系の飾り大刀は、白石太一郎氏が指摘するように、六世紀末期の奈良県藤ノ木古墳の出土例を通じて、神宮神宝の「玉纏大刀」「須加利大刀」など飾り大刀へと系譜が連続する<sup>(28)</sup>。そして、飾り大刀、矢を入れた鞞（胡籙）、盾、杵、銅鏡、馬具という神宝・神財の組み合わせは、7号遺跡出土遺物の組成から、少なくとも六世紀代に遡る。

その一方で、六世紀段階の神への捧げ物には、後の「幣帛」に無い甲冑が含まれていた。

**祭祀遺跡と馬具** このように祭祀の場で馬具が出土した事例は、沖ノ島祭祀遺跡に限ったものではない。千葉県成田市南羽鳥遺跡群中岫第1遺跡の土器集積（Unit6）では、鉄鏃片、鉄製鎌形、釣針、鋤先形土製品、手捏土器とともに、鉄製轡が出土した<sup>(29)</sup>。また、同県館山市東田遺跡のV字溝からは鈴鏡・鏡形、鋤先形、勾玉形など一五一点の土製模造品と手捏土器が出土、その周辺からは鉄鏃と馬具のものと思われる金銅製帯先金具が出土した<sup>(30)</sup>。中岫第1遺跡のUnit6は、TK一〇型式とTK四三型式の須恵器が伴うため六世紀後半、東田遺跡は土師器の型式により六世紀後半から七世紀前半の年代を推定できる。祭祀の場で武器と馬具を捧げることが、六世紀後半には、東国を含め列島内で広く行われていたと考えられる。

さらに遡る事例が、山梨県笛吹市の大蔵経寺前遺跡であ

る<sup>(31)</sup>。ここでは、土器集積を伴い、石製模造品、土製人形など祭祀関係の遺物を納めた土坑（祭祀坑）を中心に祭祀遺構を検出している。そこからは、鉄鏃、細型鉄鋌など鉄製品、紡織具の石製紡錘車、そして馬具のものと思われる鉄製鞍具一点が出土した。年代は、陶邑編年のTK二〇八型式に並行する土師器が伴うため、五世紀中頃から後半と考えられる。鉄製武器の鉄鏃と鉄素材の鉄鋌、これに馬具が加わる組み合わせは、『常陸国風土記』で崇神天皇が香鳥の天大神へと捧げた「幣」と共通する。この事例から、武器と馬具、そこに紡織具が加わる組成は五世紀後半まで遡る可能性が高い。

**武器・武具と紡織具** 馬具は確認できないものの、祭祀遺跡で刀剣、弓矢、盾などの武器・武具と杵、認めかけ、紡錘（紡輪）、刀杼など紡織具が出土する報告例は、最近、増えている。その典型例が、静岡県浜松市の山ノ花遺跡と奈良県御所市南郷大東遺跡である。山ノ花遺跡では護岸した大溝内から子持勾玉など石製模造品や木製刀形・船形が出土<sup>(32)</sup>、南郷大東遺跡は金剛山麓に立地し、覆い屋を持つ導水施設を検出している<sup>(33)</sup>。いずれも五世紀代の水に関する祭祀遺跡で、ともに木製品と祭祀遺物が良好な形で出土した。その出土遺物に、静岡県磐田市の明ヶ島5号墳下層の土製模造品群を加え、機能別に分類しまとめたのが第3表である。

第3表 5世紀代祭祀遺跡の出土遺物対応表

	南郷大東遺跡	山ノ花遺跡出土遺物	明ヶ島5号墳下層出土土製模造品
装身具等	滑石製有孔円板(単孔・双孔)・勾玉・管玉、瑪瑙製勾玉、竹製堅櫛	滑石製有孔円板・手持勾玉・勾玉・扁平勾玉・管玉、緑色瑪瑙製勾玉、瑪瑙製丸玉、水晶製丸玉、ガラス製勾玉・小玉、竹製堅櫛	鏡・勾玉・管玉・小玉・指輪・耳環・腕輪
武器・武具	木製刀劍把縁・刀劍鞘・鞘尻・盾・弓・刀形・劍形・鏃形・鳴鏑形?、滑石製劍形・劍形未製品	鉄刀片、木製大刀柄・鞘・鞘尻・弓・刀形・劍形・鏃形、滑石製劍形	大刀・劍・弓・矢・韋・甲冑・盾・鞘
農具	木製鋤柄・鎌柄・穂摘具?	木製又鋤・平鋤・鋤柄・横鋤・鋤・鎌柄・大足	鋤・鎌
工具	斧柄	木製斧柄・刀子柄	縦斧・横斧・短柄斧
紡織具	木製櫛台(総かけ台?)・総かけ・杵・中筒?・腰当、石製・土製紡錘車	木製櫛・櫛台(総かけ台?)・総かけ・杵・刀杼・織機部材・腰掛・腰当・中筒?、木製・土製紡錘車	紡錘車・杵・総かけ・刀杼・布送具?
楽器	木製琴・琴柱	木製琴・琴柱	板琴・槽琴・棒琴・縦笛・横笛
威儀具	翳形	木製儀杖・蓋	杖・蓋
器材等	木製案(机)・椅子・臼?・堅杵?・横槌・掛矢・櫂・天秤棒、木錘、火鑽臼・杵?、下駄	木製案(机)・案足(机台)・櫂・横槌・鈎状吊手・編台・杵子・堅杵、木錘、火鑽臼・杵	案・槌・臼、杵、杵子、瓢、スプーン、土錘、櫂、ペン字状品、把手状品、板、棒、円錐状品
土器・容器類	土師器甕・壺・埴・高杯、須恵器杯蓋・身・高杯・器台・壺・甕?、把手付碗、韓式土器壺・甕・高杯・甕・鉢?、木製舟形容器・槽・籠・笥?	土師器甕・壺・埴・高杯、須恵器杯蓋・身・高杯・壺・甕・甕・甕・器台、木製槽・曲物・箱物	コップ状容器・碗・皿・高杯・壺・甕・蓋
その他	木製舟形・陽物形・幣形?	木製舟形	舟、人(武人・男性・女性・中性・子供)、動物・貝(雀、犬、水鳥、鶏、トコブシ、ヒョウギ)、陽物、スタンプ状品

明ヶ島5号墳はTK二〇八型式の須恵器が伴い五世紀中頃の年代を推定でき、下層の土製模造品群の年代は確実に五世紀前半へと遡る<sup>(34)</sup>。

この表で三遺跡の出土遺物を見ると、鏡・玉類、武器・武具、紡織具、楽器、器財類で共通する品を確認できる。この共通するものは、土製模造品を作る必要がある、同時に祭祀遺跡から出土する品々である。それは五世紀代の祭祀の場で必要とされた品々であったと判断できる。武器・武具では、梯形柄頭の倭系刀劍類、弓矢、盾があり、紡織具には杵、総かけ、紡錘(紡輪)、刀杼などがある。楽器では琴、器財類では調理具の臼・杵、供献具の案が共通する。

ただし、ここで注意する必要があるのは、山ノ花遺跡や南郷大東遺跡から出土した紡織具、楽器(琴)、器財類(臼・杵、案)は模造品ではなく、実用品である点だ。

遺物組成と祭祀 この意味を考えるのに参考となるのが、『内宮儀式帳』に記された祭祀の流れ「祭式」である。令制祭祀の神衣祭と神嘗祭、神嘗祭と類似する月次祭の次第・祭式を見てみよう。

九月の神嘗祭と六月・一二月の月次祭は、天照大神の御前に御贄・御饌を供えることが中心となる。まず、供える塩や酒の製造を含め、禰宜以下の手により御贄等の準備が

丁寧に行われる。これを受けて、一五日の夜、供える御贄・御饌や供奉人の浄・不浄について御巫内人の琴で神意を判定する。そして、一六日の夜、禰宜以下が内院に参入、御贄・御饌を大神の御前に供え、拝礼・拍手して退出する。その後、直会院で直会が行われる。

四月・九月の神衣祭では、一日から一四日までに、神服部は赤引の糸で神御衣を織り、神麻積連は麻を積み、和衣を織りあげる。この神御衣等を、一四日には大神宮司・禰宜以下が第三重（玉串御門前）で奉獻、告刀（祝詞）奏上の後、神御衣等は内院の東寶殿へと収納される。神嘗祭翌日の朝廷幣等奉入も基本的には同じ流れで、最終的に、朝廷幣は正殿へ、馬具（鞍）は東寶殿へと収納された。

これら祭祀の一連の流れを見ると、『内宮儀式帳』の祭祀構造は、①祭祀の準備段階（御贄・御饌の準備・調理、神意判定、神御衣の調製）、②祭祀の中核（御贄・御饌の供獻、告刀奏上）、③祭祀後の対応（直会、朝廷幣・神御衣・馬具の正殿・東寶殿への収納）の三段階で構成されている。ここで特に重要なのは、祭祀に先だち供獻する品々と神饌を特別に準備し、神意を確認することで、これは、神へと供獻する品々の清浄を確保し、確認する上で必要なプロセスであった。月次祭では、禰宜・内人・物忌等は、御稻倉から出した稻を清浄な碓（臼）、杵、箕で春き、大物忌が竈で

炊きあげる。その浄・不浄の神意判定には琴を使用する。また、神衣祭では、神御衣・和衣を調製するには一連の紡織具が必要である。これら品々は、五世紀代の祭祀遺跡、山ノ花遺跡、南郷大東遺跡で出土した臼・杵の調理具、一連の紡織具、琴に対応すると見てよいだろう。

幣帛の原形 祭祀に必要な用具を準備するという行為は、鉄製品も同様である。『内宮儀式帳』では、祈年祭、山口祭、正殿心柱造奉祭で使用される鉄製品、「忌鋏・忌斧」「神祭大刀・鉾前」「忌奈太・忌鎌・鉈」「鏡」「鐵人像」は、忌鍛冶が鉄素材から製作することになっている。五世紀代の祭祀遺跡、千葉県木更津市千束台遺跡、愛媛県松前町出土遺跡では、石製模造品以外に、鉄鏃、鉄斧（斧形）、鉄製曲刃鎌・U字形鋤先、穂摘具、刀子、鉈など鉄製の武器・農・工具が出土している。さらに、鉄素材の細型鉄鋌と鍛冶遺構の痕跡、鍛冶滓、鍛造断片があり、鉄製品の一部、恐らく簡単に製作できる斧形などは、祭祀の場近くで作られたと推測できる。『内宮儀式帳』の鉄製祭具と忌鍛冶の関係は、五世紀代の祭祀遺跡から出土する鉄製品にも対応し、『内宮儀式帳』の祭祀の構造は、五世紀代まで遡及する要素を含むと考えられる。

一方で、山ノ花遺跡や南郷大東遺跡、千束台遺跡、出作遺跡など五世紀代の祭祀遺跡から出土する武器（刀剣、刀

形弓矢)、武具(盾)、農具(鋤鉞先)、紡織具から推定できる布帛類の組み合わせは、『延喜式』神祇式四時祭の祈年・月次祭の祭料と共通する<sup>(35)</sup>。

また、福島県白河市建鉾山遺跡、群馬県渋川市宮田諏訪原遺跡、三重県名張市土山遺跡、岡山県高島岩盤山山頂遺跡、愛媛県魚島村魚島大木遺跡、宗像沖ノ島21号遺跡など五世紀代の祭祀遺跡では鉄製武器(刀剣、鉞、鏃)や鉄鉞とともに銅製儀鏡が出土している<sup>(36)</sup>。鉄製武器、鉄素材(鉄鉞、鏡という組み合わせを復元でき、これは、『常陸国風土記』香島郡条で崇神天皇が香島の天大神に捧げた「幣」の内容と重なる。

つまり、五世紀代の祭祀遺跡から出土する鉄製の武器・武具、農・工具、鏡、これに紡織具から推定できる布帛類を加えた品々は、七世紀後半から八世紀前半に「幣帛」や「幣」と呼ばれた神への捧げ物の原形であったといえ、その組成は、千束台遺跡、出作遺跡など代表的な祭祀遺跡が形成された五世紀中頃までには成立したと考えられる。

五世紀代、日本列島では朝鮮半島との人的・物的交流が活発化し、技術革新の時代を迎えた。朝鮮半島南部から多量の鉄素材が流入、あわせて新たな鍛冶技術がもたらされた<sup>(37)</sup>。紡織技術では、古墳時代前期から中期に、東村純子氏が設定する「上細井型経送具」を伴い、「輪状式原始機」が

発達、幅広の布が織れるようになり、五世紀には有機台機(地機)に象徴される新たな紡織技術が導入された<sup>(38)</sup>。窯業では四世紀末期には須恵器生産が始まった可能性が高い<sup>(39)</sup>。これら最新の素材と技術は、五世紀中頃までに祭祀の場に動員され、豊富な鉄素材と新たな鍛冶技術により光り輝く鉄製の武器・武具、農・工具が神へと捧げられた。特に、農具では、最新の曲刃鎌、U字形鋤鉞先が、逸早く持ち込まれた。また、大阪府陶邑窯で焼成された杯・高杯、甕などの初期須恵器は神饌・神酒を入れ、神へと酒食を供える容器として使用された。このような流れの中で布帛類も、発達をとげ新たな技術導入が行われた紡織具で織りあげられ、重要な供献品として位置づけられたのだろう。

この頃、神へと供献された鉄製武具には甲冑類が含まれていた。五世紀前半の宗像沖ノ島21号遺跡では衝角付冑一点、五世紀後半の群馬県の宮田諏訪原遺跡では小札甲の小札一点が出土しており、五世紀前半の明ヶ島5号墳下層の土製模造品群には衝角付冑と短甲の土製品がある。この系譜は、六世紀代の宗像沖ノ島7号遺跡の甲冑へと受けつがれた。

五世紀代、鍛冶、紡織、窯業の技術革新により、当時の最新・最上の品として神への供献品は準備された。そして、それを使って祭の構造、祭式が整備され、後の「幣帛」や

「祭祀」の原形となつたと考えられる。

#### 四、幣帛と神宝・装束の成立過程

以上、神宝・装束と幣帛の関係を文献史料で整理した上で、その起源について考古資料との比較から考えてきた。その成立から、どのような過程を経て神宝・装束に移行したのか、歴史的背景を含めて最後にまとめておきたい。

◎Ⅰ段（五世紀前半～中頃）、幣帛の原形の成立期 五世紀中頃までに、当時の技術革新と最上の品々を象徴する鉄製の武器・武具、農・工具、布帛類の組み合わせが神への供献品のセットとして成立する。

鉄製の刀剣、弓矢、斧などは、既に弥生時代後期には墓への副葬品となり、甲冑や盾、鉾の武器・武具類も四世紀後半から五世紀代には古墳の副葬品に含まれる。同時に、多量の鉄製品が古墳へ副葬された。<sup>(40)</sup>これと歩調を合わせて成立したのが鉄製品と布帛類を中心とした神への供献品のセットだった。五世紀に成立する神への供献品のセットは、古墳前期の副葬品を基礎として、四世紀後半から五世紀にかけて古墳の副葬品とその祭祀が変化する中、朝鮮半島と日本列島との人的・物的交流の活発化を背景に形成された可能性が高い。その結果、五世紀代、古墳における「祖（おや）」の祭祀と、祭祀遺跡における「神」の祭祀は、と

もに鉄製品の武器・武具、農・工具に代表される貴重品を捧げ、酒食を供える共通した方法・祭祀で行われたと考えられる。<sup>(41)</sup>大場磐雄氏が指摘した神宝の源流と葬送儀礼との関連性は、これに起因すると思われる。

また、五世紀代、祭祀に供する一部の鉄製品と布帛類を準備・調製するため、祭祀の場には鍛冶の施設と一連の紡織具が必要であり、酒食を調理するための調理具を用意しなければならなかった。ここに、後の神宝に見られる武器と紡織具の組み合わせの源流があると考ええる。紡織具は祭祀の場に持ち込まれ、神や祖のための布帛を織ったのである。

祭祀用の布帛や酒食は、神・祖のため清浄な形で調製された。それを調製する器具も神や祖との特別な関係を象徴するように、実用品だけではなく模造品が祭祀の場に用意されたと考えられる。匏・杓子、臼・杵など調理具と紡織具の土製模造品は、明ヶ島5号墳下層だけでなく、静岡県浜松市中津坂上遺跡<sup>(42)</sup>などで確認できる。古墳からの出土例としては、群馬県前橋市の上細井稲荷山古墳から、石製の柑、案の模造品とともに、東山氏の「上細井型経送具」と「布送具」など、石製模造品の機織り具が出土している。<sup>(43)</sup>五世紀初頭頃のものである。

高床倉と祭祀の場 もう一つ、五世紀代の祭祀の場の特徴

として、高床倉のような収納施設が存在した可能性を指摘できる。奈良県天理市の石上神宮では四世紀後半の七支刀、五世紀代の鉄板鋌留技法で作られた鉄盾が土中せず伝世しており、石上神宮境内には早い段階から収納施設があったと考えられる。これに加え、山ノ花遺跡では楣材と梯子材、南郷大東遺跡からは楣材と門穴のある扉材が出土、五世紀代の水辺の祭祀遺跡、千葉県館山市の長須賀条里制遺跡でも門穴を持つ扉材が出土している<sup>(45)</sup>。これらの祭祀遺跡の周辺には、このような建築部材から、門で施錠し梯子で昇降する高床倉のような収納施設が少なからず存在したと推測できる。それは、『内宮儀式帳』の祭式で祭祀の後、「幣帛」「神御衣」を正殿・東寶殿に収納するように、祭祀において捧げられた鉄製武器や布帛類などを収納する機能を果たしたと考えてよいだろう。

◎Ⅱ段階（五世紀後半～六世紀） 大蔵経寺前遺跡から出土した鉄製鉸具から、五世紀後半頃には祭祀の場に馬具が持ち込まれ、神への供献品のセットに馬・馬具が加わったと考えられる。ほぼ同時期、五世紀後半には馬具を装着した馬の土製品、土馬が出現するのは偶然ではないだろう<sup>(46)</sup>。馬・馬具も朝鮮半島から渡来し、五世紀代の日本列島へと急速に普及した。そして、馬具は古墳の副葬品となる。まさに、最新・最上の品として神・祖への捧げ物として相応

しいものだった。

また、五世紀中頃から後半にかけて、盛装した人物へ女性が杯を捧げる姿を中心に形象埴輪群像が形成された<sup>(47)</sup>。そこには、甲冑・弓・鞞を身に付けた武人、盾持ち人、馬具を装着した馬、倭系飾り大刀といった形象埴輪が含まれる。その内容は、当時の神・祖への供献品の要素と対応する構成である。

この組み合わせは、六世紀代の宗像沖ノ島7号遺跡の遺物組成へと受け継がれる。金銅や銀、水晶の三輪玉、綾などで装飾性を高めた、色鮮やかで煌びやかな供献品の姿が、そこにはある。後期古墳の副葬品の変化と歩調を合わせる形で、後の神宝につながる品々は装飾性・儀仗性を高めていったと考えられる。これが、神宮神宝の玉纏大刀などの飾り大刀、鉾、盾、鞞、馬具を装着した馬形へと連続する。◎Ⅲ段階（七世紀代） 沖ノ島祭祀遺跡の事例から、七世紀には金銅製などの金属製雛形紡織具が出現して供献品のセットに加わり、入れ替わるように武具の甲冑は姿を消している。

同時期の七世紀中頃、宗像郡と同様に神郡となる常陸国香島（鹿島）郡内、鹿島神宮に隣接する厨台遺跡群（茨城県鹿嶋市）では、石製模造品の大形有孔円板、斧・刀子・鎌形が現れる<sup>(48)</sup>。斧・刀子・鎌形の石製模造品は、五世紀で

も早い段階のもので、この時期、古い伝統を受け継ぐ器具として再編成され姿を現したと考えられる。

沖ノ島祭祀遺跡では、八世紀までに人形、馬形、船形の新たな石製模造品が出現する。人形は、五世紀前半の明ヶ島5号墳下層資料に含まれ、馬形は、先に触れたように五世紀後半には出現している。山ノ花遺跡には木製船形があり、その系譜は五世紀まで遡る。沖ノ島祭祀遺跡の新たな石製模造品も、香島郡の厨台遺跡群の例と同様、七世紀中頃を画期に、五世紀以来の人形・馬形・船形を再編成し供献品として出現したと考えられる。

このような流れの中、五世紀以来、神・祖のため布帛類を織ってきた紡織具は特に重要視され、装飾性を高めた金銅などの金属製雛形紡織具となり、同じく神意を判定するために使われてきた琴も金属製模造品となったのだろう。その反面、この段階で甲冑が、供献品のセットから脱落する。同時期、古墳の葬制が大きく変化することと連動していたのかもしれない。この点は、今後、検証する必要がある。

装飾性・儀仗性を高めた飾り大刀、鞆、盾、馬具に、伝統的な鏡と布帛類、そして布帛類を作る紡織具を模った金属製雛形紡織具が加わり、風神の祭や広瀬大忌の祭祀詞、『常陸国風土記』香島郡条などに見える「幣・幣帛（みて

ぐら）」は成立する。その時期は、龍田風神祭と広瀬大忌祭の初見である天武天皇四年（六七五）以前で、香島郡の厨台遺跡群では再編成された石製模造品が七世紀中頃の土師器杯を伴うため、孝徳朝の頃が一つの画期となっていた可能性を指摘できる。『常陸国風土記』や『内宮儀式帳』が記す神郡の設置との関連を検討する必要があるだろう。

◎IV段階（八世紀後半～九世紀初頭） 五世紀中頃のI段階から七世紀代のIII段階までの変遷を経て、「幣・幣帛」「うづの大幣帛」と呼ばれた神への捧げ物は成立した。その内容は、武器・武具、馬・馬具、鏡、紡織具と御服など布帛類の総称であった。この「幣・幣帛」は、八世紀後半以降、春日祭や平野祭祀詞が示すように、武器・鏡・馬などの「神宝・神財」と布帛類の「御服」へと分化する。

神観と神宝・装束 このように「幣・幣帛（みてぐら）」が分化する背景には、武器・武具、鏡、馬・馬具などの品々を、「神宝・御料」として使用する神の姿が八世紀代を通じて広く定着したことがあるだろう。それには、少なくとも神像の成立が影響していたと考えられる。事実、『内宮儀式帳』「管神宮肆院行事、造奉月讀宮」には、月讀命の御形について次のように記している。

次に月讀命と稱す。御形は馬に乗る男の形。紫の御衣を著、金作りの帯大刀を佩きたまふ。

『内宮儀式帳』が成立した九世紀初頭、月讀命の神像が御形として祀られており、その姿は、馬に乗り紫の御衣を着用、金作りの大刀を佩用する男神像であった。この神の姿に対応するように、月讀命を祀る東一殿に納める神財として、金作大刀二柄、青毛土馬一疋、御鞍一具をあげている。

神像は、『多度神宮寺伽藍縁起資材帳』が記す天平宝字七年（七六三）の例が最も早く、仏教の影響を受けて八世紀中頃には成立したと考えられる。<sup>(49)</sup> 神は、いかなる容姿で、どのような衣服を着用し、何を持つのか。神像の成立は、神々に対するイメージを、それまで以上に細部にわたり具体化させ、九世紀代、多様な神像彫刻の作例へとつながったと考えられる。そして、神像がなくとも、細部まで具体化した神のイメージが広がり定着する影響は大きかったと思われ、神霊は神殿に居住するという認識が広範に形成されていったはずである。岡田莊司氏が指摘する神護景雲二年の春日大社神殿創立と、「神宝」の文字を使用した祝詞の成立とは相互に関係していたのではないだろうか。

神への供献品の総称「幣帛」が祝詞の中で「神宝・神財」と「御服」へと分離し、そして『内宮儀式帳』にある「神財」と「装束」へとつながっていくことは、この神像の成立と神観の具体化の流れの中で考える必要があるだろう。

う。

## 五、まとめ

「神宝」とは何か。この問いに対する答えを、文献史料と考古資料から考えてきた。その結果、以下の点を明らかにできた。

◎神への供献品である「幣・幣帛（みてぐら）」は、八世紀後半を境に、武器・武具、紡織具、鏡、馬・馬具などの「神宝・神財」と、布帛類で作られた神の被服類の「御服」に分離し、さらに布帛類は「御服」と鋪設具を含む「装束」となった。『内宮儀式帳』の神宝・装束の分類は、これに準拠する。

◎幣帛が「神宝・神財」と「御服・装束」に分離した背景には、神像の成立と、それに伴う神のイメージの詳細な具体化があった可能性が高い。

◎「幣・幣帛」の原形は、四世紀までの古墳副葬品を基礎に、五世紀に成立した鉄製武器・武具、農・工具に布帛類を加えた、神への捧げ物のセットにある。

◎このセットは、五世紀代の日本列島と朝鮮半島との人的・物的交流の活発化を背景に流入した鉄素材、新たな鍛冶技術、紡織技術により作られた、当時の最新・最上の品々であった。

◎神への捧げ物のセットは、五世紀後半から六世紀までに馬具を加え、装飾性・儀仗性を高め、七世紀の祭祀用模造品の再編成を受け、祝詞などに記された「幣・幣帛」へとつながった。

「神宝・装束」、その母体となった「幣帛」の原形は、五世紀の時代性を色濃く反映していたのである。

埼玉県行田市の埼玉古墳群、稲荷山古墳の鉄剣銘は「治天下の大王」としてワカタケル大王の名を刻む。この銘文冒頭の辛亥年は、西暦四七一年と考えられ、五世紀後半には「天下」という国家領域と、これを統治する大王の意識が存在した。五世紀当時、鉄素材は大和王権が所在した大和周辺に多量に備蓄されていた。奈良県奈良市の大和6号墳から出土した八七二枚におよぶ大小の鉄鋌は、その一端を垣間見せてくれる。こう考えると、地方の祭祀遺跡から出土する鉄製品や鉄鋌は、大和王権から供与された品であった可能性が高くなる。幣帛の原形となった供献品のセットは、大和王権からの供与の品々という意味で、その成立当時から王権と密接に関係していたと考えられる。祈年祭祝詞の「皇御孫命のうづの幣帛」が示す幣帛と天皇との関係、そして平安時代、天皇からの捧げられる「大神宝」「幣物」の王権との関係は、その原形が成立した五世紀以来の伝統をもっていたと考えられる。また、同時に、

それは、「天下」という国家領域と、その統治者としての大王の意識が明確化するのと並行して成立したのではないだろうか。

最後に、「幣帛」と、平安時代の「大神宝」との関係を整理して結びとしたい。即位儀礼に伴う祭祀と奉獻品については、『養老神祇令』一〇即位条の次の規定がある。

凡そ天皇即位したまはむときは、惣べて天神地祇祭れ。散齋一月、致齋三日。其れ大幣（おほみてぐら）は、三月の内に、修理し訖へしめよ。<sup>(52)</sup>

天皇の即位に当たり、天神地祇を祀る規定である。ここでは、「大幣（おほみてぐら）」は三カ月以内に新造され天神地祇に捧げられることになっている。『養老令』のこの条文は、『大宝令』に遡ると考えられ、その内容は八世紀初頭の状況を反映すると考えてよい。そうならば、この「大幣」の内容は、『常陸国風土記』の「幣」などに対応し、鉄製の武器・武具、紡織具、鏡、馬・馬具などに御服としての布帛類を加えたセットであったと推測できる。<sup>(53)</sup>五世紀以来の伝統を持つ幣帛のセットを、即位儀礼の中に位置づけたものと言えよう。

『神祇令』即位条の「大幣」が、八世紀後半から九世紀に武器・武具等の「神宝」と布帛類の「御服・装束」に分離、九世紀代、儀礼の内廷化が進む中、天皇の意志を強く

受け、「神宝」の品目を中心に、即位に伴い特定の社に奉る制度が定まった。それが、九世紀末期、宇多朝に成立した「大神宝使」である。『神祇令』即位条の「大幣」と「大神宝」の関係は、令制祭祀の「祈年祭」と、儀礼の内廷化の中で成立する「祈年穀奉幣」との関係に類似する。五世紀に成立した供献品の伝統が、九世紀の儀礼の内廷化の中で再編成され、天皇の意志を反映した特別な捧げ物「大神宝」として一〇世紀以降の平安後期に引き継がれたのである。その姿は、六世紀以来の伝統を持つ龜卜が、天皇との関係の中で中世へと引き継がれていったことと軌を一にしているように思われる。<sup>(54)</sup> ここには、天皇・王権と古い伝統性との特別な関係が窺える。それは九世紀の天皇の敬神・崇祖観や神国意識、さらには国風文化を形成する一つの背景となっていたのではないだろうか。<sup>(55)</sup>

註・参考文献

- (1) 鈴木敬三「神宝(Ⅰ)」大場磐雄編『神道考古学講座 巻四 歴史神道期』雄山閣 一九七四、一六五頁  
 (2) 岡田莊司「第二編第二章 即位奉幣と大神宝使」『平安時代の国家と祭祀』續群書類従完成會 一九九四、一八七～二一六頁  
 (3) 近藤好和「文献にみる神宝―六国史・撰関期古記録を中心として―」関根俊一編『日本の美術』No.511 至文堂

- 二〇〇八、八五～九八頁  
 (4) 加瀬直弥「古代朝廷と神宝との関係について」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第4号 二〇一二、一三～二四頁  
 (5) 大場磐雄「神宝(Ⅱ)―伊勢両宮を中心として―」註(1)に同じ。一八九～二三五頁  
 (6) 金子裕之「アマテラス神話と金銅製紡織具―祭祀関係遺物」『信仰と世界観 列島の古代史7』岩波書店 二〇〇六、三二三～三三四頁  
 (7) 註(3)に同じ。  
 (8) 増補史料大成『左経記』  
 (9) 『皇太神宮儀式帳』の内容は以下の文献によっている。『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳・止由氣宮儀式帳・太神宮諸雜事記』神道大系編纂會 一九七九。中川経雅「大神宮叢書 大神宮儀式解前篇、大神宮儀式解後編・外宮儀式解」臨川書店 一九七〇・一九七六  
 (10) 秋本吉郎校注『日本古典文学大系 風土記』岩波書店 一九五八  
 (11) 註(10)に同じ。  
 (12) 倉野憲治・武田祐吉校注『日本古典文学大系 古事記祝詞』岩波書店 一九五八  
 (13) 新訂増補国史大系『交替式・弘仁式・延喜式前篇』『延喜式』神祇、四時祭の祈年祭のうち、幣を案上にたてまつる神三〇四座への祭料で酒食及び蓰葉薦を除く品は、以下のとおりである。  
 絶五尺、五色薄絶各一尺、倭文一尺、木綿二両、麻五両、庸布一丈四尺、倭文纏刀形・絶纏刀形・布纏

- 刀形各一口、盾一枚、槍鋒一竿、弓一張、韃一口、鹿角一隻、鍬一口。
- (14) 坂本太郎他校注『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店 一九六五
- (15) 岡田莊司「第四章 神今食と新嘗祭・大嘗祭―天皇祭祀と国制機構―」『大嘗の祭り』学生社 一九九〇、一三二―一七二頁
- (16) 註(12)に同じ。
- (17) 岡田莊司「第二編第二章 神社祭祀の公祭化―上―平安初期の公祭について―」註(2)に同じ。五一―一一一頁
- (18) 笹生 衛「第一部第一章 古墳時代における祭具の再検討―千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に―」『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館 二〇二二、一〇―五八頁
- (19) 井上光貞「第二編 古代沖の島の祭祀」『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会 一九八四、二〇八―二四五頁
- (20) 『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会 一九七六
- (21) 山崎純男「6福岡県」『日本土器製塩研究』近藤義郎編・青木書店 一九九四、二七四―三〇六頁
- (22) 小田富士雄「沖ノ島祭祀遺跡の再検討2」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ―1『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議 二〇二二、一―四一頁
- (23) 『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』宗像神社復興期成会 一九五八
- (24) 千賀 久「馬具」『古墳時代の研究 8古墳Ⅱ 副葬品』雄山閣 一九九一、五五―七〇頁
- (25) 深谷 淳「金銀装倭系大刀の変遷」『日本考古学』第26号 日本考古学協会 二〇〇八、六九―九八頁
- (26) 千家和比古「第三章考察 Ⅲ胡籙について」『上総 山王山古墳発掘調査報告書』上総山王山古墳発掘調査団 一九八〇、一七六―一九五頁
- (27) 原田大六「第三章 沖ノ島の祭祀遺物」註(23)と同じ。八〇―八二頁
- (28) 仁木 聡氏「王権祭祀と沖ノ島 古墳副葬品の出土状況からみた沖ノ島祭祀遺跡」『神々の至宝』嶋根泉立古代出雲歴史博物館 二〇〇七、二二〇―二二七頁
- (29) 白石太一郎「玉纏大刀考」『国立歴史民俗博物館研究報告』故土田直鎮館長猷呈論文集 第50集 一九九三、一四一―一六四頁
- (30) 『南羽鳥遺跡群Ⅲ―中岫第1遺跡F地点―』(財)印旛郡市文化財センター 一九九九
- (31) 『館山市東田遺跡』財団法人千葉県文化財センター 二〇〇八
- (32) 『山梨県笛吹市 大蔵経寺前遺跡・寺の前古墳群―遊戯施設建設にともなう埋蔵文化財調査報告書―』笛吹市教育委員会・(財)法人山梨文化財研究所他 二〇二二
- (33) 榎原功一「笛吹市大蔵経寺前遺跡の模造品祭祀」『山梨県考古学協會誌』第22号 山梨県考古学協会 二〇一三、一四〇―一五七頁
- (34) 鈴木敏則「恒武山ノ花遺跡について―8世紀と5世紀の祭祀跡―」『浜松市博物館報』X 一九九八、一一―二二頁・『山ノ花遺跡 遺物図版編』財団法人浜松市文

化協会 一九九八、『山ノ花遺跡 木器編(図版)』財団法人浜松市文化協会 一九九八

(33) 『奈良県立橿原考古学研究所調査報告第75冊 南郷遺跡群Ⅲ』奈良県立橿原考古学研究所 二〇〇三

(34) 『東部土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告書 二子塚古墳・明ヶ島古墳群・土製模造品の調査他』磐田市教育委員会 二〇〇三

(35) 註(13)に同じ。

(36) 註(18)に同じ。

(37) 東潮「2鉄と鉄生産 2鉄素材論」『古墳時代の研究 第5巻 生産と流通Ⅱ』雄山閣 一九九一、二二～三六頁

坂靖「第一部第4章ヤマト王権と渡来人 第3節ミニチュア鉄製品と鍛冶集団」『古墳時代の遺跡学』雄山閣 二〇〇九、一三二～一九〇頁

なお、村上恭通氏は、鉄鋌の宝器、祭器の素材として性格を強調するとともに、五世紀代、「一般集落」における鍛冶遺構の増加を指摘する。さらに、祭祀の場での鉄製祭具の製作と『内宮儀式帳』の忌鍛冶との関係についても言及している。

村上恭通「第4章 古墳中・後期における鉄・鉄器生産」『古代国家の成立過程と鉄器生産』青木書店 二〇〇七、一三九～二五八頁

村上氏が指摘する集落内における鍛冶遺構の増加は、やはり鉄器生産では大きな画期であり、生産・生活面での鉄器の重要性は増したと考えられる。だからこそ、祭器としての鉄鋌の意味が理解できるだろう。

(38) 東村純子「第3章 布を織る」『考古学からみた古代日本の紡織』六一書房 二〇一一、六七～一〇二頁

(39) 京都府宇治市街遺跡では、TG二二三型式の須恵器が、年輪年代測定法で西暦三八九年の年代が得られた木材とともに出土している。

(40) 浜中邦弘・田中元浩「古墳時代中期の土器編年と実年代―宇治市街遺跡の調査成果をもとに―」『日本考古学協会第73回総会研究発表要旨』二〇〇七  
大久保徹也「古墳文化(前期)」『季刊考古学第70号 特集 副葬品を通してみた社会の変化』雄山閣 二〇〇〇、四三～四六頁

河上邦彦「総論―副葬品概論」『古墳時代の研究 第8巻 古墳Ⅱ 副葬品』雄山閣 一九九一、五～二三頁

(41) 笹生 衛「第一部第三章 「祖・おや」の信仰と系譜―考古資料と集落・墓域の景観から見た祖先祭祀―」註(18)に同じ。八五～一三四頁

(42) 註(34)に同じ。

(43) 高橋健自「帝室博物館学報第一 古墳発見石製模造器具の研究」東京堂出版 一九八一

(44) 大場磐雄「石上神宮寶物誌」石上神宮 一九二九

(45) 『館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡』(財)千葉県文化財センター 二〇〇四

(46) 大平 茂「第Ⅱ編第3章 小型土製馬形年代考」『祭祀考古学の研究』雄山閣 二〇〇八、一四九～一八五頁

(47) 塚田良道「第9章 人物埴輪の歴史的考察」『人物埴輪の文化史的研究』雄山閣 二〇〇七、一九五～二一九頁

(48) 笹生 衛「第二部第一章『常陸国風土記』と古代の祭祀」註(18)に同じ。一三六～一五八頁

(49) 稲本泰生「神仏習合の論理と造像―インド・中国から日本へ」二二五～二三二頁、岩田茂樹「神仏習合のサインと彫像」二三五～二三八頁「特別展 神仏習合 かみとほとけが織りなす信仰と美」奈良国立博物館 二〇〇七

(50) 『埼玉稲荷山古墳』埼玉県教育委員会 一九八〇、埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書』埼玉県教育委員会 一九八二

吉田 晶「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」『日本古代の国家と宗教 下巻』吉川弘文館 一九八〇、三～二五頁

狩野 久「5章 稲荷山鉄剣銘をどう読むか」一二四～一五〇頁、吉村武彦「7章 ワカタケル王と杖刀人首ヲワケ」一六四～一九〇頁、小川良祐他編『ワカタケル大王とその時代―埼玉稲荷山古墳』山川出版社 二〇〇三

(51) 森 浩「古墳出土の鉄鋌について」『古代学研究』21、22合併号「古代学研究會 一九五九、一～二〇頁

(52) 井上光貞他校注『日本思想大系 律令』岩波書店 一九七六

(53) 『令集解』は、「大幣」について、「謂へらく、大幣は神へ供する物。各、色目あるなり。金水桶、金線柱、伊勢神宮に奉り、楯戈、住吉神に奉るの類これなり。(中略)釋に云はく、大幣は神に供へる幣物を謂ふ。各、色目あるなり。伊勢大社に金麻笥、金多多利を奉り、住吉に楯戈を奉るの類なり」としている。新訂増補国史大系「令集解 第一」

(54) 笹生 衛「第一部第三章 考古学から見た古代の亀卜・卜甲と卜部」註(18)に同じ。五九～八四頁

(55) 岡田莊司「第二編第一章 宇多朝祭祀制の成立」(註2)に同じ。一六九～一八六頁

(國學院大學神道文化学部教授)